

令和 8 年度こども園給食センター換気扇等清掃業務委託仕様書

1 委託業務名 令和 8 年度こども園給食センター換気扇等清掃業務委託

2 対象施設

No.	施設名称	所在地	電話番号
1	こども園東給食センター	那覇市与儀 2-10-20	854-9404
2	こども園西給食センター	那覇市楚辺 2-1-1	854-5270

3 委託期間 契約日（令和 8 年 4 月 1 日以降）から令和 9 年 2 月 28 日

※上記 2 の各給食センターと給食調理業務に支障がない日（土曜日の 15 時以降・日曜日・祝日）で日程調整して、清掃実施日を決定すること。

4 委託内容 ウェス、又はエアーコンプレッサー清掃器具等による以下の清掃。
 ※水を使わないこと。
 ※別添の各給食センターの図面参照や現場確認により床から天井までの高さを確認し、足場（固定式、または可動式）の設置、脚立を使用する等して清掃を行うこと。

5 委託内容の詳細

(1) 清掃対象の設備及び箇所（下記表）

清掃に関する詳細は、下記表欄外の記載事項のとおり

施設名称	場所	清掃箇所及び 清掃対象機器等	台数	換気扇等 位置図
こども園東給食センター	天井部分	天井部及び梁部分、 調理室内天井部配管	—	—
		照明器具（蛍光灯）	39 カ 所	
	調理場	天井扇風機	6 台	対象機器 B （隔年で実施）
	屋外	屋上ルーフファン	3 台	
こども園西給食センター	調理場	有圧換気扇及び屋外 フード ☆	7 台	毎年度共通
	食品庫	有圧換気扇及び屋外 フード◎	1 台	
	調理場	フード	4 カ所	
	屋外	脱臭フィルター及び ケーシングボックス	5 台	
	屋外	脱臭フィルターに接 続されているダクト	5 カ所	

※こども園東給食センターの清掃対象機器等は、対象機器Aと対象機器Bに分けて、隔年で清掃を実施。

※フードとダクトについて、屋内及び屋外の清掃を行うこと。

※有圧換気扇の錆落とし及び清掃を行うこと。有圧換気扇カバーも清掃すること。

※錆落としについては、3種ケレンでよい。

（手工具による錆の除去。ワイヤーブラシ等で落すこと。）

☆こども園西給食センターの有圧換気扇について

有圧換気扇8台のうち、調理場内にある7台について、フード外両サイドの2台は調理場内からは確認不可。当該2台は屋外から確認して清掃が必要。詳細は、別紙「こども園西給食センター：換気扇等位置図（毎年度共通）」を参照。

◎食品庫に設置されている有圧換気扇の屋外フードは脚立等を使用して、清掃すること。

◇足場の設置について

こども園西給食センターの屋外に設置されている有圧換気扇2台及びフード、並びに脱臭フィルターに接続されているダクト5箇所の清掃は、可動式の足場を設置して行うこと。（これらの設置場所は、屋外の城岳小学校の職員駐車場に隣接しており、固定式足場を利用すると駐車に支障があるため。）

（2）こども園西給食センター脱臭フィルター及びケーシングボックスについて

施設名称	場所	清掃対象の設備及び箇所	個数
こども園西給食センター	屋外	脱臭フィルター及びケーシングボックス	5台

有圧換気扇8台のうち、脱臭フィルター①～⑤が設置されている（5台）。

詳細は、別紙の排気ダクトフィルター立面図を参照。

（ア）清掃

①フィルター取扱説明書を参照して、脱臭フィルター及びケーシングボックス5台の清掃を行うこと。

※脱臭フィルター（プレフィルター、中性能・除塩（メイン）フィルター）

プレフィルター：再生タイプ（洗浄可能タイプ）

中性能・除塩（メイン）フィルター：再生不可（水洗い・清掃不可タイプ）

②脱臭フィルター及びケーシングボックス5台の清掃は、可動式の足場を設置して行うこと。（上記◇の理由により）

（イ）報告事項

①中性能チェック表による報告について

清掃終了後、脱臭フィルター5台それぞれについて、中性能チェック表を記

載して報告すること。

※報告内容は、中性能チェック表に記載されている項目のとおり。

②脱臭フィルターの交換周期（交換時期の目安）の報告について

次の（Ⅰ）及び（Ⅱ）を勘案して、脱臭フィルター5台それぞれの交換周期（交換時期の目安）を中性能チェック表の特記事項欄に記載して報告すること。

勘案事項

（Ⅰ）脱臭フィルターの使用期間、又は差圧計の値。

（詳細は、別添のフィルター取扱説明書を参照）

（Ⅱ）汚れ具合や破損等の脱臭フィルターの使用状況。

③脱臭フィルター交換費用の報告について

脱臭フィルターの交換が必要な場合は、交換費用を提案して、清掃実施期間中にフィルター交換を行うこと。

フィルター交換にかかる全ての費用は、当清掃業務委託料に含めること。

フィルター交換を行った場合は、フィルター交換日を報告すること。

脱臭フィルター5台の使用状況は、下記表のとおり。

脱臭フィルター	使用開始日	取替日	前回の清掃日
脱臭フィルター①	令和2年11月4日	取替なし	令和7年11月15日
脱臭フィルター②			
脱臭フィルター③			
脱臭フィルター④			
脱臭フィルター⑤			

6 特記事項

- ① 作業時の調理場内設備及び清掃箇所周辺の養生
- ② 高所作業時の安全確保
- ③ 清掃対象機器は、必要な場合を除いて、電源を停止した状態で清掃すること。
- ④ 作業終了時の調理場内の床の水洗浄
清掃箇所周辺が汚れた場合は、清掃すること
- ⑤ 必要に応じて、天井扇風機や有圧換気扇のペンキ塗りを行うこと。
- ⑥ 清掃後、速やかに報告書を作成して提出すること。
※清掃前後の清掃対象機器等の写真を含む。
※脱臭フィルター①～⑤の中性能チェック表を含む。
※脱臭フィルター①～⑤の交換周期（交換時期の目安）を報

告すること。

- ⑦ 見積書には、給食センター毎に、清掃対象の設備及び箇所の清掃費用、諸経費等の内訳金額を表示すること。
- ⑧ 仕様書に定めのない事項、又は委託業務上疑義が生じた場合は、協議して定めるものとする。